

別記様式第8号(第16条関係)

(表)

写 真		第 号			
	被害回復アドバイザー証				
	氏 名				
		( 年 月 日生)			
上記の者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第16条に定める被害回復アドバイザーであることを証明する。					
	年 月 日				
		警察本部長		印	

85.6

54.0

(裏)

暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律施行規則 (抜粋)
第16条 略
2 略
3 被害回復アドバイザーは、その職務を行うに当たっては、その身分を示す別記様式第8号の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。